平成２１年（フ）第６５８号
北海道旭川市神楽岡１条５丁目５番４号
債務者　引野　之成
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須田　保幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月10日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１００６８号
大阪府東大阪市額田町２―25　北井文化１階10号、住民票上の住所大阪府堺市東区日置荘西町２丁39番６号
債務者　水池　　覚
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森　　亘
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１９５号
岩手県大船渡市大船渡町字富沢36番地６
債務者　川原　育子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第６１４号
北海道亀田郡七飯町字大沼町211番地
債務者　城戸口哲雄
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５７号
群馬県沼田市高橋場町2116番地４　第一富沢ハイツ202号
債務者　今野　春美
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
群馬県利根郡昭和村大字川額490番地
債務者　星野　圭一
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
山形県米沢市東大通２丁目６番11―２号
債務者　齋藤　美幸
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２１９号
山形県長井市新町５番29―２号
債務者　中川なつ子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２２０号
山形県長井市新町５番29―２号
債務者　中川　友美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２２２号
山形県南陽市高梨883番地　ダイヤパレス南陽Ａ棟102号室
債務者　横澤　良子（旧姓石山）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２２３号
山形県南陽市高梨883番地　ダイヤパレス南陽Ａ棟102号室
債務者　横澤　正樹（旧姓板下）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２２４号
山形県米沢市六郷町桐原528番地
債務者　五十嵐三良
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２２５号
山形県米沢市大字笹野468番地の26
債務者　遠藤　陽子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２２７号
山形県南陽市椚塚211番地の１
債務者　山田三智子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第３５号
千葉県香取市玉造３丁目８番地12
債務者　坂口　桃子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第７９６号
川崎市麻生区万福寺６丁目１番２―1108号シーズンアリーナ新百合ヶ丘
債務者　岡田　静江
成年後見人　岡田　和惠
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６８２号
新潟県新潟市江南区砂岡２丁目10番30号
債務者　豊島　榮作
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
新潟地方裁判所民事部